

畜産 ABL



事例集 普及版

効果的なモニタリングは
デフォルトを予防する

担保評価の方法

効果的な
モニタリング手法

デフォルト時の
担保処分実態

畜産 ABL の 実務の流れを 事例から確認する

令和8年2月

公益社団法人 中央畜産会

目次

はじめに	2
I 畜産ABLの取組事例	
① A 銀行の取組 事例Ⅰ	4
② B 信用金庫の取組 事例Ⅱ	6
③ C 信用組合の取組 事例Ⅲ	8
④ D 農協の取組 事例Ⅳ	10
⑤ その他の金融機関の特徴的調査結果 (融資実態及びモニタリング調査)	12
II デフォルト時の対応事例	
① G 銀行の対応 事例Ⅴ	14
② M 農協の対応 事例Ⅵ	16
③ その他の金融機関の家畜処分の態様と予防策 (デフォルト実態調査)	18
III 事例にみる畜産ABLの生かし方	20

はじめに

「令和5年度～令和7年度畜産動産担保融資活用支援事業」（以下「本事業」）は、5年度に金融機関に対して畜産ABLに関するアンケート（以下「アンケート」）を実施した。その結果から、令和元年以降、年間2～4の金融機関で畜産ABLの取扱いが開始されており、畜産ABLを行う金融機関が増えていることが判明した（下図参照：アンケート図8）。一方で、畜産ABLを取り扱っていない金融機関では、「担保の評価や処分方法のノウハウを有していない」ことが、取り組んでいない主な理由であることも明らかになった（下表参照：アンケート表6）。

図8 取扱開始時期

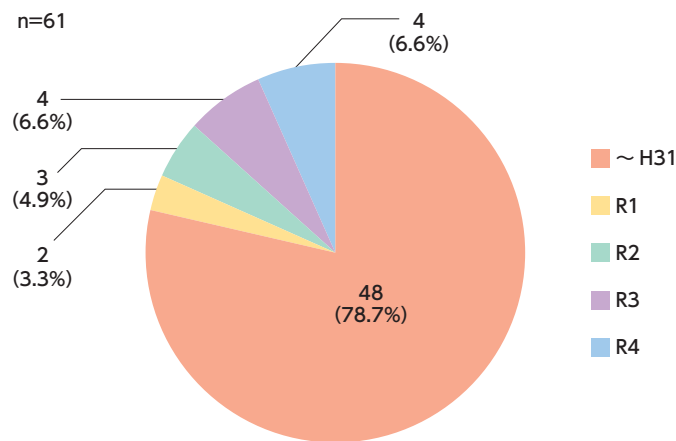


表6 機関別の畜産ABLの取組方針と取り組んでいない理由

今後畜産ABLに取り組む可能性	畜産ABLに取り組んでいない理由							
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
農協系統								
融資案件、借入相談等が具体的に出来れば検討	65	32	3	38	25	33	19	7
現状では取り組む予定はない	224	104	24	108	100	75	95	36
合計	100%	46.4%	10.7%	48.2%	44.6%	33.5%	42.4%	16.1%
銀行等								
融資案件、借入相談等が具体的に出来れば検討	53	29	6	27	16	17	10	0
現状では取り組む予定はない	110	69	31	75	56	46	20	0
合計	100%	62.7%	28.2%	68.2%	50.9%	42%	18%	0%
合計								
融資案件、借入相談等が具体的に出来れば検討	118	61	9	65	41	50	29	7
現状では取り組む予定はない	334	173	55	183	156	121	115	36
合計	100%	51.8%	16.5%	54.8%	46.7%	36.2%	34.4%	10.8%

① 管内に畜産農家が少なく、融資案件の見込みがないため
 ② 畜産ABLに取り組んだとしても、導入にかかるコストのほうが大きく、費用対効果が乏しいため
 ③ 担保の評価や処分方法のノウハウ等有していないため
 ④ 組織内に畜産ABLに対応できる人員がないため
 ⑤ 顧客(借入者)から借入相談等がないため
 ⑥ 他の資金で十分対応可能なため
 ⑦ 預託事業があるため

アンケートより引用。

アンケートの結果から、回答金融機関の半数以上から、次の4点が畜産ABLの取扱いの課題であることが指摘されている。

- ① 担保評価の方法
- ② モニタリングの実施方法
- ③ デフォルト時の対応（家畜の処分方法）
- ④ これら全般的にノウハウがない

このように、畜産ABLが有効な融資手法であることから一部で取扱いが始まっているものの、上記の課題へ対処できていない金融機関がまだ多く、これらの課題が畜産ABLが広がらない理由であることが判明した。

本事業では、金融機関に対して、担保評価、モニタリング、担保処分に関する詳細なヒアリング調査を行った。また、畜産動産担保融資活用支援中央検討委員会において、金融機関の委員を中心にデフォルト時の担保家畜の処分方法の実態を確認したいとの意見も多かったことから、デフォルト対応事例についても調査を行った。

本冊子は、それらの調査結果を要約した普及版として作成された。本事業の前、「令和2年度～令和4年度畜産動産担保融資活用支援事業」（以下「前事業」）では、畜産ABLの利用者である畜産経営の声を取り上げ、不動産担保を提供している中で家畜を担保提供することにより資金調達の拡大が可能になったこと、モニタリングによる経営状況に関する情報共有が進んだこと、などへの評価が高いことが明らかになった。このような畜産経営の評価を踏まえて、本普及版は、畜産経営が利用できる畜産ABLを拡大していくためには、既に畜産ABLを取り扱っている金融機関が行っている担保評価、モニタリング、担保処分に関して、またデフォルト事例における担保の処分状況など、これまで以上に実務的な情報を分かり易く提供することを念頭に作成されている。そのため、普及版では、最初に畜産ABLを始めた契機と金融機関の考え方を確認したうえで、担保家畜の評価手法の実際、デフォルトに至らないモニタリング手法や金融機関と畜産経営の関係性、デフォルト時の担保家畜の処分の実際など、調査結果の内容を大胆に絞り込んで記述している。また、それぞれの事例調査の中には貴重な情報と思われる事項があり、事例ノートとして付記している。

アンケートは、「**畜産ABLを取り扱っていない機関に対して、どのように情報提供をしていくか**」という今後の課題を提起して締め括られている。本普及版に示された畜産ABLの課題への対処方法を、**金融機関と畜産経営の間に位置する畜産関係機関が情報提供を担う**、ということが考えられる。

なお、本事業に係る事例調査の全体については、別途発行する取りまとめ版を参照されたい。取りまとめ版には、本事業と同時期に進められた動産担保に係る法律制定や企業価値担保権制度の導入などについても若干の説明を記述している。

担保評価、モニタリングは 外部委託と自行実施の2通り 対象となる畜産経営は大規模経営が中心



畜産ABLの開始時期と現状、金融機関のコメント



01

平成 21 年 (2009 年) 頃、法令の整備が進み、他の金融機関も実施しているなかで、不動産は既に担保提供している顧客に対する取組として始まった

02

銀行として畜産ABLのみの統計はまとめていないが、畜産向け融資は 34 件、29 億 22 百万円に含まれている。素牛導入資金を極度貸付で行っていることが多い

03

無担保融資の場合は決算内容の確認に基づく融資となるが、畜産ABLは頭数確認の資料や現地による実態把握というものがメリットとなっている

04

銀行は債権保全を重視するので、担保の処分に関する環境整備、スキームの例示や照会先に関する情報がほしい

担保評価、モニタリング、担保処分に関する取組



1

担保評価・モニタリングは評価会社に委託する場合と自行で行う場合がある。評価は簿価ベースに時価を当てはめる手法。外部委託のモニタリングは、サンプルによる確認。決算書確認は年1回。資金繰り、負債増減、販売成績は試算表により半年または四半期に1回、頭数確認は毎月資料徴求（外部委託先からは年1回確認）

2

外部委託に要する費用は融資手数料として顧客から徴収している。結果的に、費用負けしない規模の大きい畜産経営が利用する傾向

3

外部委託を伴う案件は一般担保として扱っており、貸倒引当金の計上に際して財務上の効果が大きい

4

モニタリングは債権保全を目的に行っており、モニタリングの結果は、特に顧客にはフィードバックしていない

5

バックアップスキームは、牛では構築しているが豚ではない。債権保全面が一寸弱いと考えており、推進のためには処分に関する市場環境、流通の整備が必要だと考える



事例ノート

現地調査に同行した県畜産協会とA銀行のやりとり



畜産協会

牛マルキンという補助事業を行っている関係で、県内の肥育牛経営の集計結果として、素牛導入から出荷までのデータを集積している。そのようなデータをモニタリング面でもうまく利用できるかもしれない。



A銀行

例えば、銀行経由で顧客に畜産協会を紹介して相談にのってもらえるだけで、経営にとって大きなプラスになるかもしれませんね。

支店職員が担保評価、モニタリングの仕組みを考え、スキーム構築にチャレンジ



畜産ABLの開始時期と現状、金融機関のコメント



01

令和4年10月に畜産ABLの取扱いを開始。肥育経営（法人）に対して手形貸付を行っていた支店において、一貫経営に切り替えるなかで融資額を増やすために、支店職員がスキーム構築に奮闘した

02

相場の変動で不安定になりがちな畜産経営に対して、保全強化のために畜産ABLの検討を開始した。担保評価に関する事項なども、ABL取扱要領に「家畜担保に関する事項」の規定を設けた

03

令和6年度時点で、畜産ABLは5件（1先）、200万円の融資実績。極度額を設定した当座貸越により、例えば顧客が200万円必要となれば、返済予定時期を帳簿に記載する。貸出しの都度、すべてが記載された帳簿一覧表を確認する

04

畜産ABLの実績は、スキームを中心になって構築した支店管内にとどまっている。極度額との関係もあると思われるが、収益率、自己資本比率が高いところは、畜産ABLを設定する必要はないと考える

担保評価、モニタリング、担保処分に関する取組



1

家畜に関するノウハウがなく、顧客の税理士の考え方を参考に評価額を検討した。即ち、仕入価格に飼料代をコストとして600円/日・頭を加算し、掛目を50%として評価している

2

モニタリングは、毎期の決算書の提出を前提として、3か月ごとに、融資時に記載している一覧表を確認、飼養管理状況、経営状況をヒアリングする。6か月ごとに畜舎に赴いて立入調査を行うが、3か月ごとのヒアリング時に何かあれば、その時点で立入調査を行うこともある

3

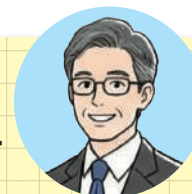
規定にはないが、毎月試算表の提出を受けており、直近の試算表をもとに資金繰りや経営状況を把握できる。融資時には、顧客と共有している情報に基づき、改善点を考える

4

担保牛を処分した実績はない。要領上は「処分ルートを有している外部専門業者に依頼して処分することを検討する」とされている。顧客の協力を得ながら処分ルートを決めていくことになる



事例ノート



畜産ABLのスキームを構築した担当者の声

顧客の事業拡大の融資相談を受けて

畜産ABLについては、情報誌とか農家との話の中で導入している事業者がいることは知っていた。顧客から事業拡大の相談を受け、人的保証メインでは保全に対する懸念を払拭できないと、この畜産ABLの導入が必要だとの決断に至った

金庫内に畜産ABLのノウハウがない中で、信金中金、他の信用金庫、畜産団体から情報を入手することはなかった。いろいろな冊子や日本政策金融公庫のホームページを見て、金融機関の事例を参考にした。特に、畜産ABLの盛んな熊本県、宮崎県、鹿児島県の事例をベンチマークにした

畜産ABLが生み出している効果と課題について

畜産ABLを導入したことにより、経営者に会う接点が増え、関係は強化された。事業性評価の深度も深まった。今後の事業展開の考えも聞いているので、メリットは大きいと感じる。金庫にとって、債権保全面以外の関係性の強化につながるメリットがあるということがわかった

「50%」の掛け目は独自のものである。やむを得ずこのような形にしたが、信金中金なり畜産団体など外部団体が整理してくれる指標があると、畜産ABLに取り組みやすくなる

家畜のと畜可能な県食肉公社が、担保評価、モニタリング、担保処分を担う



畜産ABLの開始時期と現状、金融機関のコメント



01

平成23年(2011年)12月、顧客の要望を踏まえ、日本政策金融公庫(農林水産事業)が実施している畜産ABLの方式を参考にして始めた

02

顧客からの要望は、県食肉公社(以下「食肉公社」)経由であった。食肉公社と協議を行い、食肉公社が担保評価、モニタリング、担保処分の役割を担うスキームを構築(下記参照)

03

令和6年度時点で、畜産ABLは12件(4先)、残高54百万円、累計は112件、6億60百万円。融資限度額は20百万円/年、償還期間は1~2年となっている

04

今後の畜産ABLの取扱いが増加するかどうかは、食肉公社の取扱いが増えれば増加につながる

担保評価、モニタリング、担保処分に関する取組



1

C信組と食肉公社との間で「肉用牛ABLの取扱いに関する協定書」（以下「協定書」）を締結。また、畜産ABLを利用する畜産経営は、食肉公社でと畜を行うこと、モニタリングを受けることを約束する「確認書」を提出する

2

担保牛は畜産経営が飼養する肥育牛であり、食肉公社が畜種ごとに市場の平均出荷額から評価額を算出、C信組は掛け目60%で評価する。譲渡担保設定契約に確定日付を付すことで対抗要件としている。なお、一般担保化は行っていない

3

モニタリングは、毎月食肉公社が現地に出向き、担保牛の状況を確認してから頭数確認を行う

4

バックアップスキームは、協定書により確立されている。即ち、期限の利益の喪失事項が発生した場合は、食肉公社が担保牛の飼養管理を代行する。なお、これまでデフォルトは起きていない



事例ノート

畜産ABLの関係者の声



モニタリングを行う 食肉公社の声

畜産ABLを扱うことによって、それまでは距離のあった出荷者（畜産経営）と毎月のモニタリング時にコミュニケーションが取れて、情報を共有出来るようになった

出荷者である顧客の経営の資金調達に役立つことができていると感じている。集荷・と畜・加工のみならず、地域の畜産に貢献できていると感じている



畜産ABLを利用している W牧場の声

畜産ABLは、運転資金が不足しそうなときに利用している。設備資金には利用していない。申し込みから融資まで約1週間。必要な運転資金を1週間で調達できることは、経営にとって大きい

畜産ABLを利用すると、食肉公社と会う機会が増えるので、相場情勢や枝肉の動きなどに関する情報の把握など、コミュニケーションを取れることが多くなり、経営にとってプラスである

負債整理のために 家畜を売却する悪循環からの 脱却を実現した畜産ABL



畜産ABLの開始時期と現状、金融機関のコメント



01

平成24年(2012年)頃、農協組合員の貸越額の精算のために家畜を売却していた考え方を転換し、家畜を担保に融資を行う手法として取扱いを開始した

02

農協が家畜を評価し、評価額の80%を限度に融資する。主に乳牛導入が融資対象であり、融資額の上限は20百万円(自家生産の母牛となる自家保留牛の場合は10百万円)、償還期間は3~5年。申込みから融資実行まで約1か月程度

03

令和6年度の融資実績は5件、約31百万円。他の資金と異なり機関保証をつけずに農協内の審査で完結しており、保証申請にかかる事務処理が不要となるためにハードルが低いと認識されている

04

何らかの理由で担保牛を処分した場合は、処分した牛の評価額分を繰上償還することになっている

担保評価、モニタリング、担保処分に関する取組



1

借入相談があった場合、**農協が担保となる乳牛を評価して融資**する。評価は、畜産振興課の職員が融資時の市場価格を参考に現畜評価して評価額を算出している。融資に際しては「育成家畜担保貸付規程」に基づき、農協内の管理職が出席する企画会議、理事会において決裁を受ける

2

モニタリングは、販売実績を毎月、その他は3か月に1回の頻度で書類を確認している。また、現地調査は2か月に1回の頻度で農協自身が行っており、費用も農協負担。

3

モニタリング結果はフィードバックしており、飼養環境や飼養管理の改善が牛の増体に現れ、資金繰りが良くなるなど、経営改善につながっている。フィードバックに関連して、農協、町役場、普及センター、元獣医をメンバーとする**経営改善会議を組織して経営指導、技術指導**を行っている。

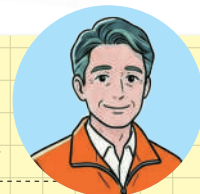
4

担保処分については、担保牛の評価額分を繰上償還するというバックアップスキームを確立している。担保処分を行うべき経営状況等の基準は設定していないが、担保牛の部分的な処分により経営を存続している。



事例ノート

委託調査を行った畜産協会のコメント



畜産協会の管内では、決算期が近づくと貸越額の精算について検討することが一般的。事例の農協では、これまで貸越超過分について家畜を換価して精算、翌期の経営に入っていた。これは畜産経営にとって悪い循環を生むと考え、家畜を担保に資金を調達する新しい方法を導入した。

事例の農協に限らず、家畜を担保に新たな資金調達を行うことによって経営を維持・継続しているケースは多い。言い換えると、畜産ABLがなければ潰れる畜産経営が生まれていた可能性は否定できない。

畜産ABLは、潰さないための担保制度と言えるが、これを支えているのが、地域の实情に応じたモニタリングと経営指導である。当協会が経営指導を担うこともあるが、地元の関係機関によってチームを組織していることもある。事例のように、農協が組織するモニタリングチームの経営指導が加わることで、資金を活用しつつ地域の畜産経営が発展していくことが期待される。

CASE 1 県畜産協会に専門的な相談を期待するE銀行

1 } 平成18年(2006年)から、不動産に担保を設定済の経営に対して動産担保を活用するため、畜産ABLの取扱いを開始

2 } 本事業調査により県畜産協会の存在を知るとともに、畜産の専門的な部分についての情報が豊富だと知る。今後案件が出てくればモニタリングの実施等を含め相談したいと考えている(⇒後日、県畜産協会に照会したところE銀行の来訪を受け、まずは守秘義務契約締結が課題であるとの共通の認識に至る。系統農協と民間金融機関との情報交流を行うことも一つの対応方法であると考えられる。)



CASE 2 令和5年から畜産ABLの取扱いを始めたH信用金庫

1 } 支店サイドから、融資の保全強化の手法として、養豚経営に対してABL活用の提案があり、畜産ABLの取扱いを開始

2 } 融資先は法人であり、証書貸付により一般担保として取り扱っている。畜産以外のABLでは個人への貸付もあり、その際は公正証書で一般担保として扱っている

3 } 畜産に限らずABLは、評価方法として動産の評価額の6割掛けとしている。モニタリングは月1回信用金庫職員が行い、異常の発生や飼料の量なども確認している

4 } ある事業で他の金融機関と共に畜産経営の検討会に出席した。しかし、畜産専門機関の使う専門用語を理解できず、以降検討会に出席していない。

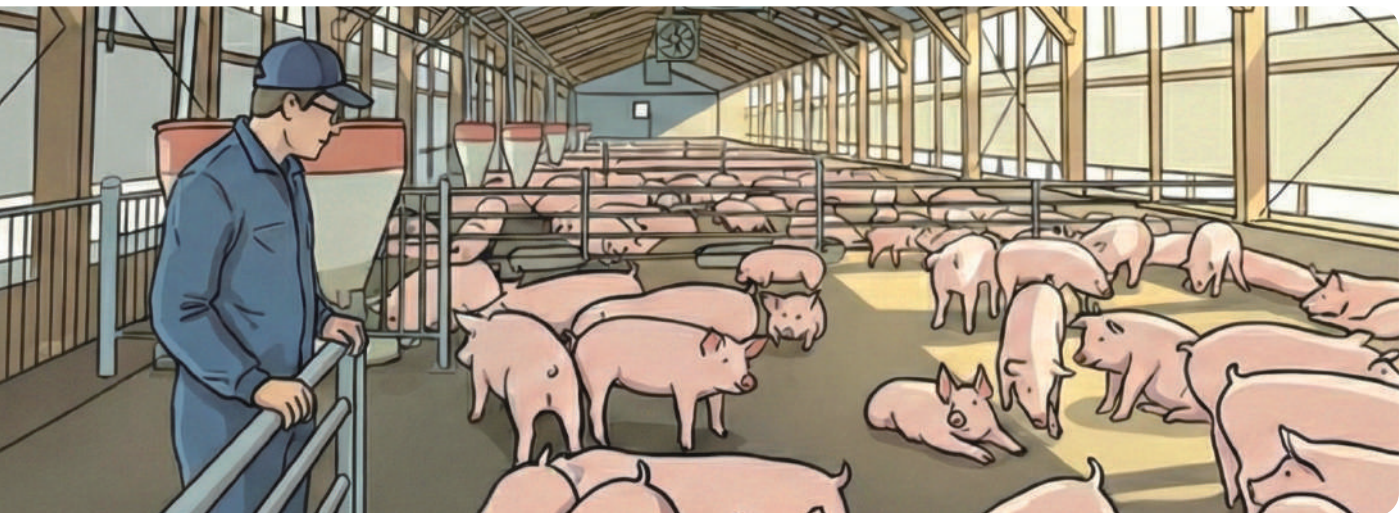
CASE 3 自らの指導と県畜産協会の指導を組み合わせているJ農協

1 } 管内は肉牛生産地域。畜産経営向け融資は38.4億円(令和6年9月現在)。小規模経営が多く、貸付先の9割は個人経営

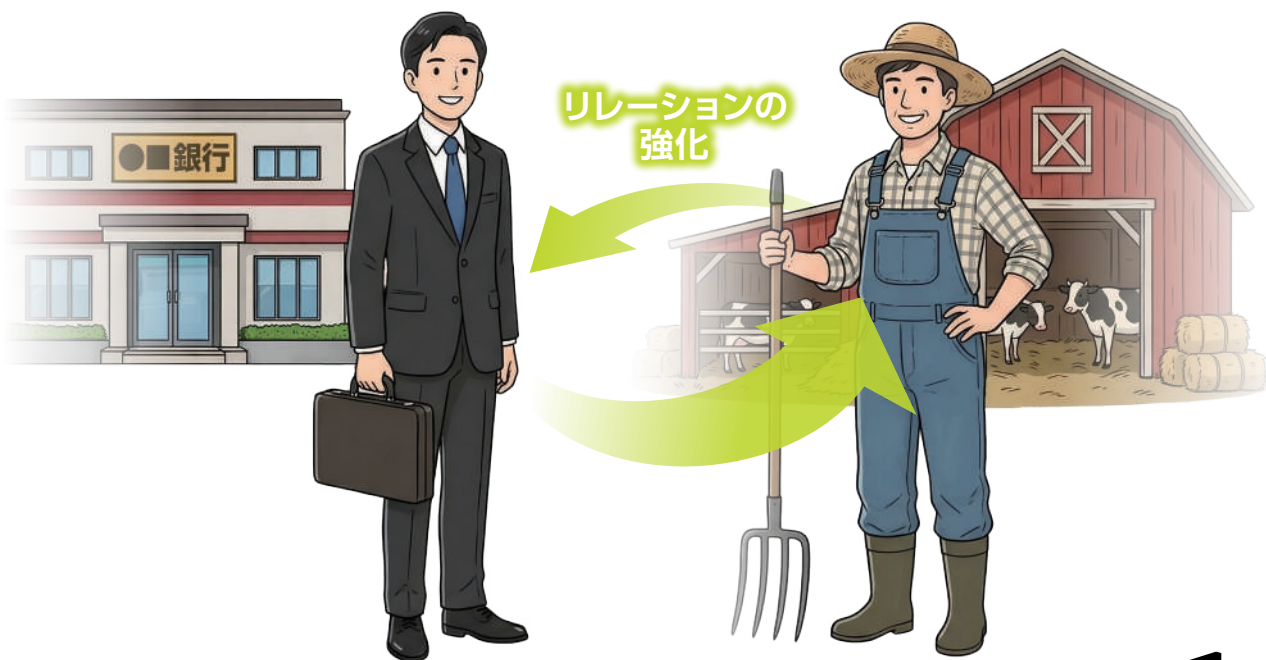
2 } 畜産経営への融資は、約30年前から近代化資金を利用している。約5年前から、畜産ABLの場合は基金協会の保証料が免除されている

3 } これまで経営破綻した肉牛経営はない。経営改善に向けた指導を、農協の営農指導と県畜産協会が主導する経営分析指導を組み合わせて実施している。

4 } 県畜産協会は、農協ではできない技術指導、経営指導を行っており、費用は県の事業を活用することで賄っている。



令和4年から、信用リスク管理の高度化のために新システムを稼働させ、畜産ABLの一般担保化を実現



畜産ABLの開始時期と現状、金融機関のコメント



01

平成17年(2005年)頃、金融機能強化、基幹産業である畜産業の維持発展、先進的な取組がアピールにもつながるとして、畜産ABLに取り組んだ。畜産ABLによりリレーションの強化を図り、事業資金のニーズに対応している

02

畜産ABLの融資実績は肉用牛、肉豚など185件、残高382億円と、他の金融機関に比べて多い。担保としている家畜は限度額引上げや条件変更に対応するなど、信用リスク管理の高度化のために新システムを稼働させ、令和4年から一般担保として扱っている。対抗要件は、法人の場合は登記または占有改定、個人の場合は占有改定。占有改定は譲渡担保設定契約を締結し、確定日付を付している。また、畜舎に明認方法を取っている

03

モニタリングは基本的に年1回、自行で行っている。結果をフィードバックしており、飼料設計や飼養管理手法の改善につなげることで成績向上に結びついている

04

畜産DXの普及によってシステム入力の省力化などによりタイムリーな在庫価値の把握が可能となるなど、畜産ABLの高度化が期待され、畜産経営に対するリレーションが高まることが予想される

デフォルトに関する取組



1

畜産経営向け融資は、459件、約571億円。そのうち肉用牛が68%を占め、その他肉豚が21%、養鶏が10%、酪農・その他が1%となっている。このうち個人経営が6割を占める。

2

畜産ABLのモニタリングは、基本的に年1回であるが、顧客によって6か月、3か月ごとに現地調査を行う場合もある。調査結果はリアルタイムでシステムに入力する。なお、頭数の増減は、システムにより通年管理されている。

3

家畜の取扱いや換価方法など、関係機関との連携等を整備しておいた方が良かったと感じている。新型コロナにより畜産経営は信用リスクの増加が懸念された。信用リスク管理高度化を目的に新システムを稼働させ、一般担保化して取り組んでいる。

4

最近の畜産ABLでは、債務不履行（デフォルト）の事例は無い。畜産ABL以外で令和5年に飼料高騰による経営悪化のため、1件（残高20百万円）起きた。過去の代表的な事例としては、不動産のみを担保とした母豚約3000頭の法人養豚経営、不動産と肉用牛を担保とした肥育牛約100頭の個人肉用牛経営がある。前者の負債はほとんどが他行のものであり、民事再生の申し立てに至った。後者の負債はほとんどが自分分であり、飼料高騰による経営悪化について本人から申し出があった。

5

上記の個人肉用牛経営の担保牛は、（モニタリング委託先）畜産関係団体とも協議のうえ、融資先と対応を相談した。結果的に融資先の考えを踏まえて、親交のある同業者に生体のまま売却した。価格は、素畜費+飼料費をもとに当行が設定した。デフォルト発生から家畜の処分まで要した期間は2~3ヶ月程度。

6

同経営について、正常時は年1回のモニタリングの頻度であった。経営悪化確認後は、頻度を3か月に1回に増やした。デフォルト防止のためには、定期的なモニタリングによるリレーション強化、決算時の業況確認を心がけている。

7

経営悪化を把握した場合は、関係者と連携して対応する。該当する肉用牛経営では、当行、飼料メーカー、パッカー、税理士、獣医師のチームが3か月に1回以上指導助言を行うことによって枝肉重量増加を進めるなど正常化に向けて取り組んでいる。



畜産ABLのデフォルト発生はない 畜産経営のデフォルト発生に対しては、 資産売却と資金回収を農協内で完結



畜産ABLの開始時期と現状、金融機関のコメント



01

平成28年(2016年)7月頃より、既に不動産を担保提供している畜産経営の融資対応を充実させるため、債権保全措置として新たに畜産ABLの取組を開始した

02

モニタリングを通じて経営状況を確認でき、債権保全の強化につながると考えた。一方で、取組開始時に、評価・処分方法を準備しておけば良かったと感じている

03

畜産ABLの融資実績は2件、残高5億5百万円である。一般担保化は、スキーム構築や関係機関との連携が煩雑であるため取り組んでいない。譲渡担保設定契約を締結し、確定日付を付している

04

評価方法や処分スキームが課題と感じているため、中央畜産会から具体的な手法等の情報を提供してほしい

デフォルトに関する取組



1

畜産ABL以外の畜産経営の債務不履行（デフォルト）事例がある。関係機関と連携したバックアップスキームはなく、農地売却を除いて農協内で対応している

2

モニタリングの実施頻度について、畜産ABLの場合は年4回の関係書類確認、現地調査の実施となっている。デフォルト事例先の正常時のモニタリングは原則年1回、経営悪化把握後の関係書類確認は年4、5回、現地調査は月1回に増えている

3

デフォルトに陥った事例（酪農2事例）では、本人から農協に申し出があり、農協として資産売却、残金返済等に対応した。家畜は本人飼養後に市場出荷、1ヶ月～3ヶ月の間に処分を完了している。

4

経営悪化した2事例（酪農、肉用牛）では、農協と県普及センターが指導助言を行い、経営が改善している

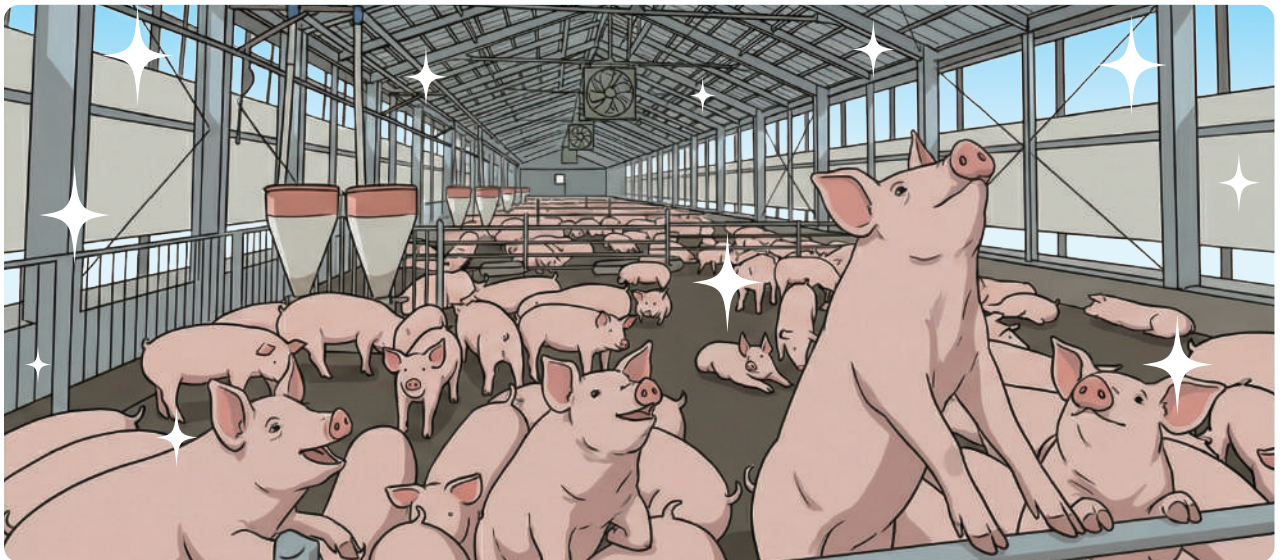


CASE 1 新会社に資産を売却して資金を回収したA銀行

1 } 父親の養豚経営を継承した子が、A銀行に相談なく豚舎を新築、その後延滞が発生。その1か月後に本人から償還猶予の申し出があったが、返済不能と判断

2 } 代理人弁護士との協議により、最終的にスポンサーの協力で孫が新会社を設立し、担保の土地・豚を売却、資金を回収

3 } 代理人弁護士が債権整理に精通していなかったため、整理に約1年を要した。債務不履行(デフォルト)時の売却先の選定について、業界で仕組みが構築されていれば畜産ABLはやり易いとの認識であるが、上記デフォルト発生後、養豚経営への畜産ABLは扱っていない



CASE 2 保証人が家畜とその他資産を買い取って資金を回収したL農協

1 } 平常時約80頭を飼養する乳用種肥育経営において、父の死去による労働力不足から経営悪化。農協も参加する保証人会議を重ねた結果、経営廃止を決定

2 } 保証人(親類)が預託牛を預託家畜融資残高で買い取るとともに、牛舎、畑地等の資産(自宅を除く)を買い入れ、売却代金、配合飼料奨励金や保証人の弁済により資金回収済

3 } 農協では、債務不履行防止策(再建に向けた取組)として、①極度額の80%以上の借入農家を対象とする債権対策推進班会議の設置、②破たん懸念先以下の重点指導農家の選定、③短期運転資金の極度額超過及び固定化者を対象とする農業経営再建農家の選定、③で改善が進まない場合の保証人会議の開催、の取組を行っている

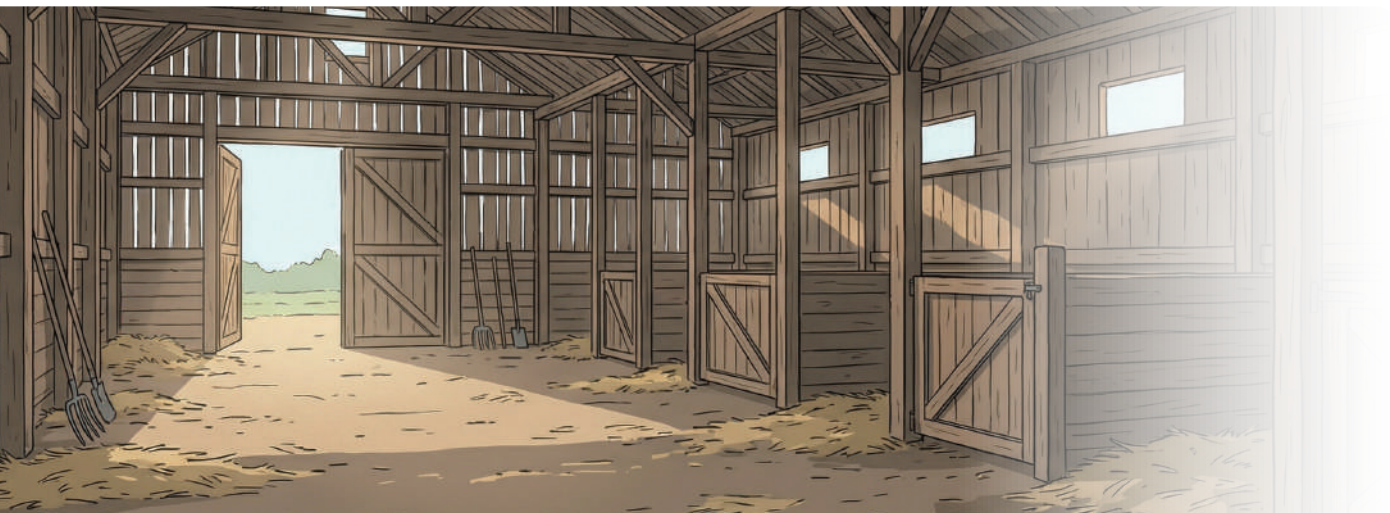
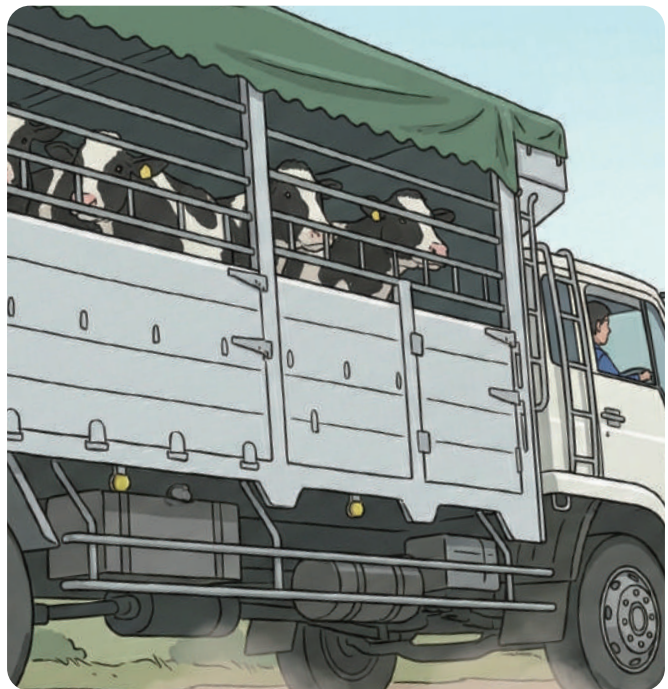
CASE 3 相談もなく家畜等が売却されていたN農協

1 } 平常時飼養頭数 142 頭（債務不履行時約 100 頭）の酪農法人が、農協に相談なく家畜を売却していた。農協負債への入金がなく、係争中

2 } 牛の所有権は、経済連牛導入事業では農協にあるが、そのことが徹底されず、法人経営者の理解も不十分であったと考えられる

3 } 酪農法人の経営者は、農協の指導を受け入れない者であった。酪農以外に野菜の生産販売を行っていて、また乳牛は肉用牛に比べて月齢に関係なく売却が容易であり、経営全体の収入の内容は不明

4 } 農協では、営農指導員が未収金管理を行っている。必要に応じて支所長も参加する経営検討会を開催し、経営の見直しを行う。経営改善が進まない場合は、債権保全委員会（支所と本所金融・畜産・営農部門参加）にて、対応を検討する





Ⅲ 事例にみる畜産ABLの生かし方

1 事例における「担保評価」「モニタリング」「担保処分」の状況

本事業では、畜産ABLを取り扱う金融機関を拡大するために、担保評価、モニタリング、担保処分に関する実務的な情報の収集に努めた。前述した事例について、これらの事項の要点を金融機関の業態別に下のとおり整理した。

表の内容を金融機関横断的に確認すると、担保評価の手法は、棚卸資産に計上する肉用牛の場合は「素畜費(仕入価格)+飼料費」としている事例が、G銀行とB信金である。G銀行は畜産ABLの実績の多い金融機関、B信金はごく最近顧客の税理

士からの情報として入手した手法を採用している金融機関であり、納得性の高い手法として今後の活用が期待される。一方で、M農協のように、担保評価の手法の確立が難しく全国団体からの情報提供を希望している金融機関もある。それ以外の手法としては、評価会社または畜産専門機関の評価を採用する手法、棚卸資産と異なり減価していく固定資産である乳牛の場合は市場価格を参考としている事例などであり、それぞれ金融機関の判断の結果であると考えられる。

モニタリングの内容は、外部委託以外は似通った状況である。金融機関から債務者へのフィードバックの有無は分かれており、結果をフィードバックしているG銀行では「飼養面、経営管理面の改

金融機関	取扱開始時期	担保評価の方法	モニタリング		担保処分		特記事項
			内容	フィードバックの有無	バックアップスキームの有無	デフォルトに伴う家畜処分の事例	
A銀行	平成21年頃	外部委託(自行で行う場合あり)して、掛目をかける	月次で頭数及び外部評価会社の評価額確認、年1回現地調査	なし	あり(牛)	豚であり。直系親族経営の新会社へ売却	業界において担保売却先の選定等仕組みができれば推進可
G銀行	平成17年頃(令和4年更新)	飼養期間・飼養費用(素畜費+飼料費)を基に算出	頭数はシステムで通年。基本は飼養・経営状況年1回現地調査	あり	あり	なし(畜産ABL以外であり。同業者に生体で売却)	信用リスク管理高度化のため令和4年システム一新
B信用金庫	令和4年10月	(仕入価格+飼料費)×掛目50%	毎月試算表提出。四半期ごとに頭数、飼養・経営状況ヒアリング。半年ごと立入検査	あり	なし	なし	支店職員がスキーム構築
C信用組合	平成23年12月	食肉公社が市場平均出荷額で評価、信用組合が掛目60%評価	食肉公社が毎月現地調査で牛の状況・頭数確認	(食肉公社が債務者と情報交換)	あり	なし	食肉公社との間で評価、モニタリング、処分の協定書締結
D農協	平成24年頃	乳牛の市場価格を参考に評価	販売実績は毎月、飼養・経営状況は隔月現地調査、販促実績等は3か月に1回確認	あり	あり	なし(担保牛を処分した場合は、評価額相当を繰上償還している)	経営が悪化した酪農経営に対し、県、町等とチームで対応
M農協	平成28年7月頃	評価額は立証が難しく、「添え担保」として評価額はゼロ	頭数や飼養状況は隔月確認。経営状況は書類確認を含め年4回現地調査で確認	農協指導部門が現地で情報共有	なし	なし(畜産ABL以外であり。本人飼養後に市場出荷)	担保の評価や処分が課題、中央畜産会の情報提供を希望



善に結びついている」、B信用金庫では「経営状況、改善点を顧客と共有している」としており、担保徴求を通して経営状況の把握を重視するリレーションシップ・バンキングを志向していることが分かる。

一方、結果をフィードバックしていないA銀行やC信用組合では、債権保全を重視して担保徴求していることが窺える（G銀行などのABLをリレーションシップ型と呼び、A銀行などのABLをトランザクション型と呼ぶことがある）。D農協及びM農協では四半期に1回は現地調査が行われており、日常的にモニタリングが行われていることが分かる。

担保処分に関しては、B信用金庫とM農協以外でバックアップスキームが構築されている。B信用金庫では取扱いを開始して間がなく、要領上に「処分ルートを有している外部専門業者に依頼して処分することを検討する」とされている。M農協が希望する処分に関する情報の提供は、B信用金庫にも有用な情報となるだろう。経験を重ねて信用リスク管理の高度化を進めたG銀行の取組も参考に、全国団体から有用な情報提供が行われることが期待される。

2 銀行等金融機関の畜産ABLに関する取組と情報の収集・活用



事例調査において、銀行等民間金融機関の畜産ABLの取組に関しては、いくつかの類型がみられた。前述のとおり、リレーションシップ型とトランザクション型に分かれるのも一つであるが、融資額の規模に関しても違いがある。

A銀行は、担保評価やモニタリングを外部へ委託し、費用を手数料として顧客から徴収するため、手数料負担能力などから、大規模経営が利用する傾向となっている。G銀行は多額の畜産ABLの実績を有しているが、顧客の6割が個人経営であり、

顧客の手数料負担はなく、必ずしも大規模経営を対象とした取組に限定されていない。

B信用金庫は、令和4年度から畜産ABLの取扱を開始し、5件1先20百万円の実績である。C信用組合は融資限度額を20百万円/先・年として、1週間で融資実行されることが、顧客にも評価されている。融資額の規模を大きくすることなくタイムリーで顧客に喜ばれる畜産ABLを実践している取組である。

このような融資規模の大小は、担保評価およびモニタリングの取組に係る情報収集・活用の仕組みの影響を受けている。A銀行では外部委託を行っており、費用負けしない融資規模が求められる。G銀行はこれまで多くの融資経験を経たうえでリレーションシップ型の畜産ABLに取り組んでおり、今後リレーションシップ型の畜産ABLに取り組もうとする地方銀行にとって参考になると考えられる。B信用金庫は取扱いを始めたばかりでバックアップスキームが構築されていない状況であり、自らの足で集めた畜産に関する情報に基づき畜産ABLに取り組んでいる。C信用組合は畜産の専門組織である食肉公社と協定書を締結して限度額を20百万円とする仕組みを確立している。二つの金融機関の融資規模は、これから畜産ABLを始めようとする信用金庫や信用組合の目安になるものと思われる。

そして、各金融機関にとって畜産関係機関への期待が高いことが分かる。A銀行は畜産ABLのスキームに取り込むというよりも、顧客へのサービスにおいて畜産の専門性を持つ畜産関係機関への期待を示した。B信用金庫は、自らスキームを構築したが、「上部団体または畜産関係機関」による支援への期待を滲ませた。今後畜産ABLに取り組む信用金庫を増やしていくために参考となる意見である。C信用組合は、実際に農業関係機関に担保評価、モニタリング、担保処分を担ってもらっている。また、E銀行は本事業の現地調査ののち



地元の畜産関係機関を訪れ、情報交換を進める前提として守秘義務の締結の準備の相談を行った。H信用金庫の「畜産関係機関の発言の専門用語が理解できなかった」との発言は、畜産関係機関にとっても参考になるだろう。さらには、専門知識の蓄積の重要性についてはJ農協やM農協のように、畜産関係の専門知識を持っていると考えられる農協も畜産に関する高いレベルの情報を必要としていることが分かった。J農協は、自ら行う営農指導に加えて、県畜産協会が主導する経営分析指導を活用している。M農協は担保の評価や処分の課題に関して中央畜産会の情報提供を希望している。このような期待を踏まえて、金融機関と畜産関係機関が、新たな関係性を築き、それぞれの機能を生かしていくことが、畜産ABLを取り扱う金融機関を増やすことにつながる。

3

農業協同組合における畜産ABLの拡大



アンケートから、農協は畜産ABLの取扱いを増やしていることが分かる（下図参照）。前事業では、肥育を行う肉用牛経営に関して、畜産ABLを活用することによって預託事業を融資事業に切り替えていく事例を確認できた。D農協は、畜産経営が期末に貸越額を精算するために家畜を売却する動きを、家畜を担保に資金調達を行って乗り越える方向に舵を切った。畜産経営の預託料負担から融資による金利負担へと負担の軽減を図ること、家畜の減少による経営の先細りを防ぐこと、いずれも畜産経営に寄り添った方向に進んでいる。

また、農協に関しては、前事業において畜産ABLの担保評価、モニタリングなどを内部の信用部門と営農部門の連携によって実践していることが明らかになったが、本事業では外部との連携が行われていることも明らかになっている。D農協は、農協のほか町役場、県普及センター、

元獣医師による経営改善会議を組織して、経営・技術の指導を行っている。モニタリング結果のフィードバックに合わせて助言、指導を行い、管理や環境の改善が家畜の増体という結果につながり、資金繰りが改善されている。J農協と県畜産協会の連携は、ステージによってさらに高いレベルの指導が必要になる局面、言い換えるとデフォルトを防ぎたい状況での、専門性の高い外部の畜産関係機関との関係強化を示している。

これらのことは、農協における畜産ABLの拡大が、組合員を重視する志向から生まれていること、資金調達の拡大が当然生産面にも影響している状況下で関係機関との連携による畜産経営の改善につながっていることを示している。外部の関係機関との連携は、「地域」というキーワードを背景にしており、地域の畜産基盤を強固にし、生産力の維持増進を支えていると言える。

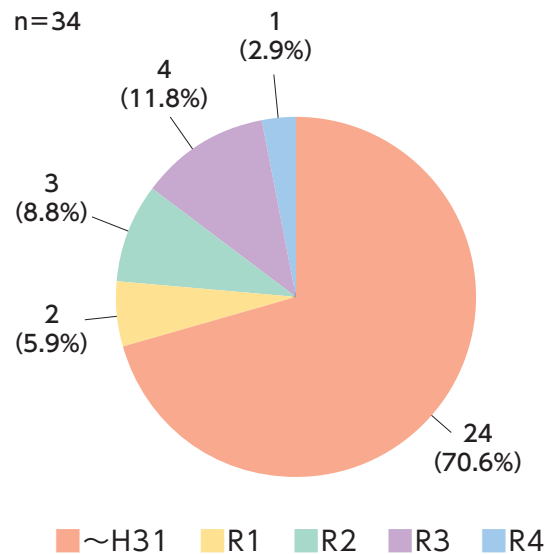


図10 取扱開始時期（農協系統）

アンケートより引用。

4

デフォルト事例にみるモニタリング、家畜担保処分の実際



本事業では、デフォルト事例調査を行った。G銀行は、令和4年以降、保全措置を明確にした畜



畜産ABLのスキームを確立している。登記および占有改定を対抗要件とした一般担保化を図り、限度額引き上げや条件変更にも円滑に対応することとしている。令和5年、畜産ABL以外ではあるがデフォルトが発生し、経営者とも連携して、家畜の処分は2~3ヶ月程度で終了している。デフォルト防止のためには、定期的なモニタリングによるリレーション強化、決算時の業況確認を挙げている。

デフォルト事例について、家畜の処分を金融機関にとっての深刻度の順に挙げると、金融機関が知らないうちに売却されたN農協、保証人への全頭売却を行ったL農協、新会社への売却などで経営は継承されることに至ったA銀行、と整理することができる。回収不能となったN農協と、一部でも回収可能となったL農協、A銀行とはどのような違いがあるのか。畜産経営から状況報告やデフォルトの申し出を受けられるか否か、が大きく影響している。モニタリングを通じて、畜産経営が金融機関に対して信頼を持てるような関係を築けるか、ということである。融資に係る契約書に過度に頼ることは危険である。このような関係作りには、前述のような複数の畜産関係機関による助言・指導を行うモニタリング体制の構築も効果を発揮する。

5

金融機関と畜産経営を結ぶ
畜産関係機関の役割

上記のとおり、本冊子に掲載した事例から、畜産ABLの担保評価、モニタリング、担保処分について、現地で行われている実務を確認して、その意味するところまで掘り下げて検討した。最後に、「はじめに」でふれた「畜産ABLに取り組んでいない理由」の『担保の評価や処分方法のノウハウ等有していないため』に関して、畜産ABLを取り扱う金融機関を増やす視点から考える。

事例の金融機関は、それぞれ担保評価や担保処

分のノウハウを蓄積し、実践している。それは、個別に行われており、畜産ABLに関する情報は、横展開などのような収集、提供などの動きは認められない。B信用金庫が顧客の税理士の考え方を参考にした担保評価の検討のプロセスは、効果的な情報を収集できていれば軽減できることは可能ではなかったか。逆に、C信用組合が食肉公社と協定を結んで行っている担保評価、モニタリングの手法は、外部に積極的に情報提供されると、他の地域でも活用される可能性がある。また、農協の扱う畜産ABLは、内部で完結していると思われるが、外部機関と連携してモニタリングに合わせた指導助言や経営悪化時に専門性の高い機関と連携した支援が有効である、という取組の成果がある。このような情報の積極的な提供も今後の課題である。

これらの情報収集・活用による畜産ABLの普及に関して、多くの役割を果たすことが期待されるのが畜産関係機関の存在である。場合によっては信用金庫等金融機関の上部団体との連携、担保の処分となる家畜のと畜を本業とする食肉公社などがモニタリングを実施することの検討を促すこと、などを検討していくことが期待される。また、本事業ではデフォルト事例の調査を行ったが、デフォルトを予防するためには、実はモニタリングの過程の充実により畜産経営からの信頼に基づく関係維持が重要であることが分かった。この面でも、金融機関と畜産経営の間に位置する畜産関係機関が高い専門性を基に畜産経営のモニタリング・経営指導に加わり、金融機関と連携する成果が示されている。

なお、各地の畜産関係機関の事情はさまざまである。全国組織が状況に応じた後方支援を行うことが必要になってくるだろう。例えば、事例でも確認できた家畜の基本的な評価方法の提示の要望や畜産関係機関と金融機関との守秘義務契約のひな型の検討、金融機関の上部団体との調整などは、



全国組織が担うことも考えられる分野である。各地の畜産関係機関においても、金融機関の規模や融資額の大小によって、柔軟かつ積極的な対応を行うことが重要になると思われる。一律的な対応は、連携の効果を高められない可能性がある。民間金融機関と系統農協の情報交流の基点にもなりうる。細かい点では、畜産関係機関の専門用語の使用にも注意が必要である。

これらのことを総合すると、畜産 ABL においては、畜産関係機関が金融機関と畜産経営との間の金融の中で専門的な知見を生かした役割を既に発揮していること、今後全国組織を含めてさらにその機能を発揮していくことによって畜産 ABL の取扱いが拡大していくことが期待されること、などが導かれる。金融機関と畜産経営との間で単純な金融が行われることのみならず、畜産関係機関の

機能を加えた、いわば「結合型金融」というものが行われており、畜産の現場を活性化しているのである。

下の表は、畜産 ABL の取扱い金融機関数を示している。まず、取扱金融機関の絶対数が少ないことが分かる。一方、銀行等は九州で多く、農協系統は北海道で多いことが分かる。地域差は、畜産業の情勢や金融機関の業態による違いも影響しているだろう。しかし、情報提供、共有の仕組みを新たなものにすることで、地域差も縮小に向かうのではないだろうか。畜産 ABL を取り扱っていない金融機関がその取扱いを開始する方向に向かい、畜産関係機関が畜産経営の期待に応じて資金調達方法の拡大の一翼を担うことによって各地の畜産経営が発展することが、本冊子作成の目標である。

表 1 農協系統における畜産 ABL の取扱機関数と担保物件の地方別割合

	畜産 ABL の取扱機関数		乳牛		繁殖牛		肥育牛	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
北海道地方	20	50%	19	76%	9	60%	10	38%
東北地方	3	8%	1	4%	1	7%	3	12%
関東地方	1	3%	1	4%	1	7%	1	4%
九州地方	8	20%	0	0%	3	20%	8	31%
その他	8	20%	4	16%	1	7%	4	15%
合計	40	100%	25	100%	15	100%	26	100%

表 2 銀行等における畜産 ABL の取扱機関数と担保物件の地方別割合

	畜産 ABL の取扱機関数		乳牛		繁殖牛		肥育牛	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
北海道地方	4	14%	2	15%	3	18%	4	16%
東北地方	4	14%	2	15%	2	12%	4	16%
関東地方	5	17%	3	23%	2	12%	4	16%
九州地方	6	21%	4	31%	5	29%	9	36%
その他	10	34%	2	15%	5	29%	4	16%
合計	29	100%	13	100%	17	100%	25	100%

アンケートより引用。



公益社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2ディーアイシービル9階
TEL. 03 (6206) 0833